平成２８年（フ）第５８４号
栃木県鹿沼市府所町138番地33
債務者　金田　富雄
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９１号
群馬県みどり市笠懸町鹿3089番地３
債務者　田中　照夫
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５７号
千葉県長生郡長柄町鴇谷268番地
債務者　鶴岡　　健
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
千葉県勝浦市白井久保296番地６
債務者　川名　　涼
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
千葉県夷隅郡大多喜町横山826番地３　吉野ハイツ101
債務者　眞汐　一進（旧姓助川）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
千葉県茂原市緑ケ丘４丁目９番地15
債務者　神永　　強
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
千葉県茂原市真名150番地２
債務者　蒔田　文則
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
千葉県茂原市上永吉556番地
債務者　江澤　宏幸
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
千葉県長生郡一宮町一宮2212番地５（ベルデ城脇Ｂ棟102号室）
債務者　東野　佳代
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
千葉県夷隅郡御宿町須賀497番地18
債務者　衛藤　　孝
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
千葉県袖ケ浦市坂戸市場1330番地
債務者　大村　修生
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４２号
千葉県木更津市牛袋114番地１　メゾンドクレインＢ101
債務者　鈴木　悠樹
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４７号
千葉県木更津市請西835番地　幸栄ハイツ201
債務者　齋藤　淳司
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３４７号
金沢市大和町１番５号　プラザ信開大和町401号、従前の住所石川県野々市市菅原町23番７号
債務者　**徳**田　紀子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
三重県津市安濃町曽根525番地10
債務者　眞川　幸三
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８９号
滋賀県犬上郡多賀町大字萱原894番地
債務者　川岸　徳久
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３号
鳥取県鳥取市河原町長瀬93番地１
債務者　前田　彰志
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鳥取地方裁判所民事部